

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号、第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成21年1月9日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
ドラッグユタカ今津店 ブックマート今津店 (仮称) ケーズデンキ近江今津
パワフル館
高島市今津町今津 1700 ほか 4 筆 高島市今津町南新保 537 ほか 2 筆 高島市今
津町南新保 530-1 ほか 14 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあって
は、代表者の氏名
安本成権 高島市今津町南新保 179 番地
株式会社ユタカファーマシー 岐阜県大垣市林町十丁目 1339 番地 1 代表取
締役 高木 裕
株式会社関西ケーズデンキ 茨城県水戸市柳町 1-13-20 代表取締役 井川
留雄
- 3 変更しようとする事項
(1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,640 平方メートル
 - イ 駐車場の収容台数
76 台
 - ウ 駐輪場の収容台数
20 台
 - エ 荷さばき施設の面積
37 平方メートル
 - オ 廃棄物等の保管施設の容量
14.3 立方メートル
 - カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
株式会社ユタカファーマシー 午前9時00分~午後10時00分
有限会社ブックマート 午前10時00分~翌午前0時00分
 - キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分~翌午前0時30分
 - ク 駐車場の自動車の出入口の数および位置
2 か所
 - ケ 荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分~午後3時00分

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,960 平方メートル

イ 駐車場の収容台数

193 台

ウ 駐輪場の収容台数

50 台

エ 荷さばき施設の面積

149.5 平方メートル

オ 廃棄物等の保管施設の容量

48.7 立方メートル

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

株式会社ユタカファーマシー 午前 9 時 0 0 分～午後 1 0 時 0 0 分

有限会社ブックマート 午前 1 0 時 0 0 分～翌午前 0 時 0 0 分

株式会社関西ケースデンキ 午前 9 時 0 0 分～午後 9 時 3 0 分

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場 午前 8 時 3 0 分～翌午前 0 時 3 0 分

駐車場 午前 8 時 3 0 分～午後 1 0 時 0 0 分

ク 駐車場の自動車の出入口の数および位置

4 か所

ケ 荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 午前 6 時 0 0 分～午後 3 時 0 0 分

荷さばき施設 午前 6 時 0 0 分～午後 3 時 0 0 分

荷さばき施設 午前 6 時 0 0 分～午後 9 時 0 0 分

4 変更年月日

平成 21 年 6 月 30 日

5 変更の理由

多様な顧客ニーズに対応すべく、別棟増床による店舗面積の増加のため

6 届出年月日

平成 20 年 12 月 8 日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1-1

高島市産業循環政策部商工観光課 高島市新旭町北畑 565 番地

(2) 縦覧期間 平成 21 年 1 月 9 日から平成 21 年 5 月 11 日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 21 年 5 月 11 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1